

(案)

分 介 発 第 号
平成 2 2 年 7 月 2 9 日

社会保障審議会
会 長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会
分科会長 大森 彌

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 9 号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 4 0 号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 4 1 号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号）の一部改正について（報告）

平成 2 2 年 7 月 2 9 日厚生労働省発老 0 7 2 9 第 1 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問の通り改正することを了承するとの結論を得たので報告する。